

ご注意ください

消費増税に係る完了検査の取扱いについて

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

- ・ 工事請負契約日、引渡し時期により消費税の取扱いが異なります。
- ・ 完了検査済証の日付が引渡し日とはなりません。

- ① 平成 25 年 9 月 30 日迄に交わされた工事請負契約
引渡しが本年 4 月 1 日以降となっても、税率 5 %
- ② 平成 25 年 10 月 1 日以後に交わされた工事請負契約
 - i 引渡しが本年 4 月 1 日以降 税率 8 %
 - ii **引渡し**が本年 3 月 31 日以前 税率 5 %
- ③ 完了検査日や検査済証の日付をもって引渡し日とはなりません。

取扱いは、管轄の税務署等に、直接ご確認ください。

(検査についてのご注意)

完了検査時に変更があり、変更に伴う手続き（関係法令の許可、計画変更に係る消防同意等）が必要な場合、ご希望の日に検査済証の交付が受けられなくなる場合が考えられますので、前もって手続きをお願いします。

なお、例年、年度末の検査は非常に混み合いますので、余裕を持って検査を受けられるようお願いします。また、3 月につきましては、土曜日に加え、日曜日と祝日につきましても検査業務を行います。ご利用ください。ただし、申請受付等の業務は通常通り、平日のみとなります。

【参考】(国税庁HPより)

建設工事等の引渡し日の判定について

- ① 作業を結了した日
- ② 相手方の受入場所へ搬入した日
- ③ 相手方が検収を完了した日
- ④ 相手方において使用収益ができることとなった日等とされています。